

2021年12月 No.105

この号に掲載されている記事

中国

「中国仲裁法の改正」

(青木 大/莫燕)

カンボジア

「新投資法の制定」

(松本 岳人)

インドネシア

「オムニバス法の制定(その7)～不動産法制の主要なアップデートと条件付き違憲判決」

(中村 洗介)

中国

## 中国仲裁法の改正

2021年7月30日、中国司法部により、中国仲裁法の改正案が示され、パブリックコメントに付されている。中国の仲裁制度はUNCITRALモデル法に必ずしも準拠しない独自の特色を有し、外国当事者からは種々の問題が指摘されてきたところである。本稿では特に日系当事者にとって関心が高いと思われる外国仲裁機関の選択や仲裁合意の要件等に関連する論点に絞って改正法案の解説を行う。

### 1. 渉外仲裁について外国仲裁機関を選択することが可能なことが明確に

現行仲裁法第16条及び第18条によれば、仲裁合意には①仲裁申立の意思表示、②仲裁に付する事項、③選択する仲裁委員会を定めなければならないとされており、これらが不明確であり、補充的な合意も当事者間でできない場合は、仲裁合意は無効になるものとされている。中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC)や上海国際経済貿易仲裁委員会(SHIAC)、北京仲裁委員会(BAC)等の中国国内で設立・登録された仲裁機関がここでいう「仲裁委員会」に該当することに争いないものと思われるが、ICCやSIAC等の中国国外で設立された外国仲裁機関(なお、香港国際仲裁センター(HKIAC)も現状中国国内での登録はなく、この分類に属するものと考えられる)が当該「仲裁委員会」に該当するかについては従来より疑義が呈されていた。仲裁法第10条第3項によると、仲裁委員会の設置は、省、自治区、直轄市の司法行政部門に登録しなければならない。現行仲裁法において、外国仲裁機関は中国司法行政部門に登録することはできないため<sup>1</sup>、法文を素直に読めば、上記第16条にいう「仲裁委員会」には外国仲裁機関が含まれず、中国国内を仲裁地とする場合に外国仲裁機関における仲裁合意をした場合、これは中国法上無効となるおそれがあることになる。

他方で、最高人民法院は、2013年3月、ある訴訟(龍利得事件)に関連し、中国国内(上海)を仲裁地として外国仲裁機関(ICC)を選択することも可能であるとの見解を示した。その後、2020年に、上海の中級人民法院は、上海を仲裁地としてSIACを仲裁機関として選択することも可能であるという判断を示し、仲裁機関を明示的に規定している限り、それが外国仲裁機関であっても仲裁合意は中国法上有効と解釈する余地が生まれることとなった。

しかしながら、広く一般的に、中国国内を仲裁地とする事案において外国仲裁機関を選定することができるかについては、明確な法律上の裏付けがあるとは言えず、特に執行の場面でこの問題が顕在化することの懸念が必ずしも払拭されていなかったことから、無用な紛争を極力回避したい当事者としては、外国仲裁機関の選定に依然躊躇

<sup>1</sup> なお、2015年4月20日に国務院により公布された「中国(上海)自由貿易試験区の改革開放案のさらなる深化」に基づき、現状4つの外国仲裁機関(ICC、SIAC、HKIAC、KCAB)が上海自由貿易区において代表処を設立している。ただし、当該代表処は仲裁業務を行うことはできず、仲裁、調停に関する各種の交流、トレーニング等のイベントの開催等を行うことができるに留まるとされる。

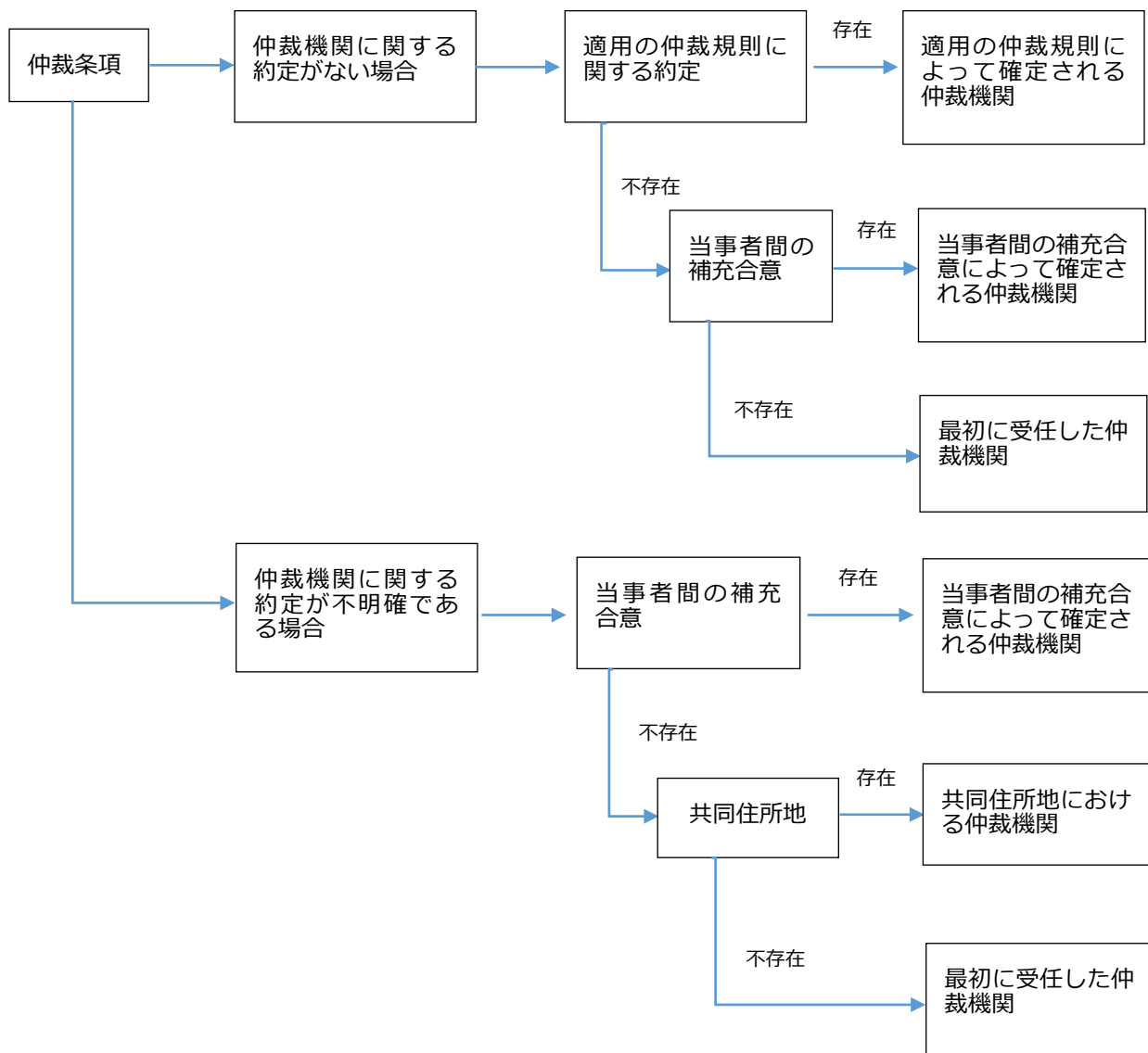
がみられるところであった。

この点、改正法案においては「外国仲裁機関が中華人民共和国の領域において業務機関を設立し、渉外仲裁業務を行う場合、省、自治区、直轄市の司法行政部門に登録し、国務院司法行政部門に届け出る」という新たな規定が設けられることとなる（改正案 12 条 3 項）。これにより外国仲裁機関が中国において登録の上、渉外仲裁業務を行うことができることが明確になり、中国において渉外要素のある事案について中国国内を仲裁地として（中国において登録された）外国仲裁機関を選択する合意の有効性はより明確になるものと解される。

## 2. 仲裁合意要件の緩和

さらに、改正法案は、上述の現行仲裁法第 16 条の仲裁合意の要件から、②仲裁に付する事項及び③選定する仲裁委員会の要件を除外した。したがって、仲裁機関を明示していなくても、当該仲裁合意の有効性の要件を満たすことになる。

仲裁機関を明示していない場合、いずれの仲裁機関が管轄を有することになるかは、改正法案第 35 条が規定している。同条によると、仲裁合意は仲裁機関につき約定がない又は約定が不明確である場合、下記の流れで仲裁機関が確定される。これによると、仲裁機関を確定できなければ、究極的には最初に事件を受任した仲裁機関が管轄を有することになり、紛争において有利なポジションを得たい当事者としては、先行的に自らが望ましいと考える仲裁機関に仲裁を申し立てるインセンティブが生まれることになる可能性があるため、仲裁機関はあらかじめ明確に合意しておくに越したことはないと考えられる。



### 3. 外国仲裁機関により中国において下された仲裁判断の執行

中国民事訴訟法は、仲裁判断の国籍について、「国内裁判」、「涉外裁判」、「外国裁判」、「非内国裁判」などの区分を設けているが、中国国内における外国仲裁機関の下した仲裁判断がいずれに当たるかについては必ずしも明確ではない。現行の仲裁法は「仲裁地」の概念を明確に規定しておらず、かつては外国仲裁機関の本部所在地（例えば ICC であればフランス）をもって仲裁判断の国籍を判断する傾向もみられた。また、中国国内を仲裁地として外国仲裁機関の下した仲裁判断を「非内国裁判」にあたるとして、ニューヨーク条約に基づいて執行を認めた下級審判例も存在する。「非内国判断」とはニューヨーク条約第 1 条第 1 項第 2 文に記載される「内国判断と認められない仲裁判断」に相当するが、中国はニューヨーク条約同条同項に関し相互主義の留保を付していることとの関係で法的な疑問があるとの指摘もある。

この点、広州市中級人民法院は、2020 年、広州を仲裁地とする ICC 仲裁判断について、「非内国裁判」ではなく、民事訴訟法第 273 条に定める「涉外裁判」（涉外要素のある国内仲裁判断）に該当すると判断し、同条に従って執行を求めると判示した（布蘭特伍德事件）。しかし、同判断は地方人民法院の判断であり、外国仲裁機関により中国において下された仲裁判断の国籍は必ずしも明確といえる状況には未だない。

この点、改正法案第 27 条第 2 項は、「仲裁地」の概念を中国仲裁法に初めて導入し、仲裁判断は仲裁地で下されたとみなされる旨を明確に規定する。これにより、中国国内を仲裁地として外国仲裁機関により下された仲裁判断の国籍が「涉外裁判」として執行可能なことがより明確となることが期待される。

### 4. 「涉外要素」の認定・解釈について

民事訴訟法 271 条によると、涉外経済貿易、運輸、海事により発生した紛争について、当事者が契約に仲裁条項を定め、又は事後に合意した書面による仲裁合意に達し、中国の仲裁機関又はその他の仲裁機関に仲裁を申し立てるものについては、人民法院に対して訴訟を提起することができないとされている。すなわち、涉外経済貿易、運輸、海事により発生した紛争に関しては「その他の仲裁機関」に該当される外国仲裁機関に対しても、仲裁を申し立てるものができるものと解されている。他方で、涉外要素を有しない紛争については、最高人民法院は、涉外商事開示審判実務問題解答第 83 条で、「国内当事者が涉外要素を有しない契約又は財産権益紛争に関して外国仲裁機関に仲裁を申し立てる又は外国で臨時仲裁を行うことを約定した場合、人民法院は関連仲裁合意が無効であると認定しなければならない。」と明確に回答している。これによれば、涉外要素を有しない契約について、外国仲裁機関を選定することはできないものと一般的に考えられている。

かかる「涉外要素」の有無を認定する際、人民法院は、①紛争当事者の国籍や常居所地、②目的物の所在地、③主な法律事実の発生地等に関して外国要素があるかという基準で審査を行う（「涉外民事関係法律適用法」適用の若干問題に関する解釈（一）第 1 条）。この点、外国企業が中国国内で設立した子会社（外資企業）は中国で登録された中国法人であるため、外資企業同士又は外資企業と中国国内企業との間の紛争は、一般的には涉外要素を有しないと認定される（ただし、自由貿易区に登録された外資企業に関しては特別な扱いがある。2016 年に公布された「最高人民法院による自由貿易区の建設に司法保障の提供に関する意見」第 9 条によれば、当事者の一方又は双方が自由貿易試験区内に登録された外資企業である場合、当該紛争には涉外要素を有するとみなされ、商事紛争につき外国仲裁機関に申し立てることができる。）。

この点、改正法案において「涉外要素」の認定や解釈に関する定めが新たに設けられるものではなく、その認定や解釈に影響を与える条項もないため、「涉外要素」の認定に関しては、基本的には現行法に沿った運用がなされるものと推測される。前述の通り、改正法案によっても、外国仲裁機関の選択は涉外要素のある場合についてのみ認められるものであり、注意を要する。

なお、「涉外要素」のない契約については、中国法以外の法律を選択することはできないものとされており（涉外民事関係法律適用法によれば、涉外民事関係に適用する準拠法は当事者間で選択することができるが、その他の場合には当事者間で他国法の合意はできないものとされている（涉外民事関係法律適用法司法解釈第 4 条））、他国法を選択することで上記の制約を回避することは難しいものと考えられる。したがって、涉外要素のない契約については、基本的には中国国内仲裁機関（そうでなければ裁判）を選択せざるを得ないことになる。なお現状、香港法は中国において外国法として取り扱われ、また HKIAC も外国仲裁機関として扱われており、涉外要素のない契約

について、香港法を準拠法としたり HKIAC を仲裁機関として選択したりすることにも問題があることも注意を要する。

[執筆者]



**青木 大** (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士 パートナー)

hiroki\_aoki@noandt.com

2000年東京大学法学部卒業、2004年ミシガン大学ロースクール(LL.M)卒業。アジアを中心とする国際的な紛争解決案件を数多く手がけ、SIAC、ICC、JCAA その他における国際仲裁及びアジア各国での訴訟対応等に精通している。特に国際的なジョイントベンチャー、M&A、企業間提携契約、ライセンス契約、代理店契約等から派生する紛争に強みを有し、その他建設プロジェクト案件、競業禁止義務を巡る紛争、人事にまつわる紛争、知財紛争、国をまたぐ不祥事案等に多数の経験を有する。また、投資仲裁紛争に関しても多くの助言経験を持つ。シンガポール仲裁人協会フェロー、シンガポール国際商事裁判所登録外国法弁護士。



**莫燕** (日本長島・大野・常松法律事務所駐上海代表処 顧問)

yan\_mo@noandt.com

2012年華東政法大学経済法学部卒業、2017年ノースウェスタン大学ロースクール(LL.M)卒業。現在長島・大野・常松法律事務所上海オフィスの顧問としてM&A、企業再編及び一般企業法務を中心に幅広い分野を取り扱っている。(※中国法により中国弁護士としての登録・執務は認められていません。)

カンボジア

新投資法の制定

1. はじめに

2021年10月15日、カンボジアにおいて新たな投資法(以下「新投資法」という。)が公布、施行された。新投資法は、カンボジア政府の産業開発政策に従って制定されたもので、国内外から投資を呼び込むために、制度の透明性を高め、予測可能な法的枠組みを提供することが意図されている。新投資法の制定に伴い、1994年に成立した既存の投資法(以下「旧投資法」という。)並びに2003年に成立した旧投資法の改正法(以下「旧改正投資法」という。)及び2005年に成立した旧改正投資法施行政令(以下「旧政令111」という。)は廃止され、新投資法がこれらに置き換わるものとなる。本稿では、このカンボジアの新投資法の概要について紹介する。

2. 旧投資法及び旧改正投資法における外資奨励制度

カンボジアの外資規制は、隣国であるベトナムやタイなどと比べると非常に緩やかであり、カンボジア政府はもとも外資導入には積極的な政策をとっている。具体的には、国防、規制薬物の製造等の一定の限定された範囲の禁止業務を除き、外国投資家が100%の投資をすることが可能とされている。また外国投資家を呼び込むために、適格投資プロジェクト(Qualified Investment Project。以下「QIP」という。)に対して税制上の優遇措置及び投資保証の制度を設けている。QIPとなるためには、カンボジア開発評議会(Council for the Development of Cambodia。以下「CDC」という。)又は州・特別市投資小委員会(Provincial and Municipal Investment Sub-Committee。以下「PMIS」という。)の登録を受ける必要があるが、実際にカンボジアに進出しようとする外国投資家は、外資奨励制度による税制上の優遇措置や投資保証を得ることを念頭に登録を計画することが多い。そのため、外資奨励制度を利用するためのQIPの適格要件を満たし、必要な登録手続を経て投資が行われること

が重要になる。<sup>2</sup>

### 3. 新投資法における外資奨励制度

新投資法の下でも旧投資法及び旧改正投資法における外資奨励制度の大枠は維持されているものの、改正された主な手続及び拡充された事項は次のとおりである。

#### (1) QIPの対象となる事業分野

QIPの対象となる事業は、従来、旧政令111別表1第2条に記載された不適格リストに該当しない事業がQIPの対象になるものとされていた。新投資法においては、QIPの対象となる事業として18種類の事業分野が規定されている。具体例としては、ハイテク産業、デジタル産業、生産チェーンに貢献する産業、電気・電子産業、機械産業、農業、食品加工業、観光産業、教育、インフラの整備、物流、グリーンエネルギーなどが含まれており、幅広い事業分野がQIPの対象になることが予定されている。また、列挙されていない事業であっても、カンボジア政府の判断によってはQIPの対象になりうるとされている。

#### (2) QIPの登録手続

従来のQIPの登録手続は、CDC又はPMISに対して事業ごとに書面による申請書を提出する必要があった。新投資法では、オンラインによる登録手続が導入され、従来条件付きの登録証明書が発効され、最終承認後に正式な登録証明書が発行されるという2段階でなされていたプロセスが、電子化された一つの登録証明書で完結することとなった。また申請から登録までの期間も従来の申請から31営業日以内から20営業日以内に短縮された。

#### (3) 投資優遇

新投資法において、投資家に対して提供される優遇制度は、①基本的な優遇措置、②追加的な優遇措置、③特別の優遇措置の3種類に分類される。

①基本的な優遇措置としては、選択肢が二つある。一つは優遇措置適用期間中（最大9年間）の所得税の免除及び当該免除期間終了後もその後最大6年間累進的割合により所得税の軽減が得られるという措置である。もう一つの選択肢は、一定の特別の償却措置を認めることで資本的支出を課税標準額から控除することができ、またその他の特定の費用について最大9年間、最大200%相当を課税標準額から控除することができるという措置である。

②追加的な優遇措置としては、現地生産の資材の購入にかかる付加価値税の免除、特定の活動（研究開発、人材育成、福利厚生拡大など）に要する費用について課税標準額から150%を控除することができるという措置である。

上記に加え、③国の経済発展に寄与する可能性の高いQIPに対しては財政に関する法律に基づいて特別の優遇措置が設けられる予定である。

#### (4) 投資保証

新投資法では、旧投資法及び旧改正投資法における投資家の保証制度を拡充し、従来からある投資家の資産の国有化の禁止、投資家の製品・サービスの価格統制の禁止、海外への外貨送金の自由などに加えて、内戦等の結果により生じた損失の補償、知的財産の保護などが与えられることになる。

なお、旧投資法及び旧改正投資法に基づいて既にQIPの登録を受けていた場合には、移行措置により優遇期間のうちの残存期間について新投資法の下でのQIPとみなして優遇措置を享受することができる。

### 4. 事業の中断、譲渡、合併等

新投資法では、優遇措置が拡充された一方で、監督当局としての権限の強化も図られている。具体的には、投資家が関連法令に基づく義務を履行しなかった場合等の一定の事由が生じた場合に、CDCにQIPの登録を取り消す権利を付与することを明確にしている。

<sup>2</sup> 旧投資法及び旧改正投資法に基づく外資奨励制度の詳細は、長島・大野・常松法律事務所『アジアビジネス法ガイド カンボジア編』（第9版）も参照されたい。

また、組織再編を行う場合の取扱いについての規定も設けられているが、QIPの登録をしたことにより得られる優遇措置等に係る権利等は原則として譲渡、合併等により承継することは認められていない。但し、CDC又はPMISの事前承認その他の関係当局の承認を得た場合には、例外的に譲渡等が可能とされている。

## 5. 紛争解決手続

紛争解決の手続については、旧投資法及び旧改正投資法から変更はないものの、投資家間で紛争が生じた場合、紛争当事者からの書面による要請に基づき、CDC又はPMISによる調停手続を実施するものとされている。かかる調停で解決されない場合には、当該紛争は、仲裁又は裁判にて解決されることになる。

## 6. おわりに

カンボジアでも他国同様、新型コロナウイルスの蔓延によりロックダウンに追い込まれる等経済的にも大きな影響を受けたものの、2回のワクチン接種を終えた国民が75%を超えるなど、経済活動も回復に向けて動き出している。さらに昨年からのデジタル通貨の運用が開始されているなど、独自のデジタル経済発展がみられる部分もあり、今後も高い経済成長が見込まれている。新投資法の詳細な政令が定められていないなど、運用面ではまだ不透明な部分もあるが、カンボジアは比較的政権が安定しており、ミャンマーでの軍事クーデターのような政治リスクは比較的低いとみられていることもあり、今後新投資法の下での投資が加速することが期待される。

[執筆者]



**松本 岳人**（長島・大野・常松法律事務所 弁護士）

takehito\_matsumoto@noandt.com

2005年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2007年慶應義塾大学大学院法務研究科修了。2008年に長島・大野・常松法律事務所に入所後、官庁及び民間企業への出向並びに米国留学を経て、2017年から2020年まで長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィス勤務。現在は、日本及び東南アジア地域での不動産・インフラ関係の案件を中心に企業法務全般についてアドバイスをを行っている。

## インドネシア

### オムニバス法の制定（その7）～不動産法制の主要なアップデートと条件付き違憲判決

2020年11月2日に制定された雇用創出に関する法律（通称「オムニバス法」）は、インドネシアにおける投資促進及び雇用機会の創出を目的として、約80の法令を一度にまとめて改廃したものであるが（[NO&T Asia Legal Update](#)「オムニバス法の制定（その1）」～「オムニバス法の制定（その6）」参照）、オムニバス法及びその関連規則によって、不動産法制に関してもアップデートが生じている。本稿では、その主要なものとして、①外国人によるアパートメント・ユニットの保有、及び②土地登記制度の電子化について概説する。

また、2021年11月25日、インドネシアの憲法裁判所により、オムニバス法に対する条件付き違憲判決が下されたため、併せて本稿で取り上げる。

#### 1. 外国人によるアパートメント・ユニットの保有

##### (1) 不動産に関する主要な権利

インドネシアにおける不動産に関する権利は、土地基本法（1960年法第5号）に定められており、同法に規定されている主要な権利としては以下のものがある。

	性質	保有可能主体	保持期間	譲渡、担保設定
所有権 <i>Hak Milik</i>	土地に対する最も強く完全な権利	インドネシア国民	無期限	可
建設権 <i>Hak Guna Bangunan</i>	土地上に建物を建設して所有する権利	インドネシア国民 インドネシア法人（内資・外資）	最長 30 年 最長 20 年延長可	可
使用权 <i>Hak Pakai</i>	特定の目的のため又は土地で採れる作物を収穫する権利	インドネシア国民 インドネシア法人（内資・外資） インドネシアに居住する外国人、 駐在員事務所のある外国企業	最長 30 年 最長 20 年延長可	可

これらはいずれも土地に関する権利であり、インドネシアの不動産法制では、伝統的に土地上に存在する建物は土地の付属物であると考えられてきた。（もっとも、実務上は当事者間の合意だけで建物のみ売買や賃貸借も行われている。）

## (2) 外国人によるアパートメント・ユニットの保有

従前の法令（政令 2015 年第 103 号）においては、滞在許可を有する外国人は、使用权に基づいて建設されたアパートメントについてのみ、そのユニットに係る区分所有権（ストラータ・タイトル）を取得することができるとされていた。これは、アパートメント・ユニットの区分所有権（ストラータ・タイトル）を取得すると、その敷地に係る権利の共有持分も取得することになるところ、上記の表のとおり、外国人が土地に対して保有できる権利は使用权のみであることに基づくと解される。

オムニバス法によって、土地基本法は改正されず、土地の権利に関する上記の枠組みに変更は生じていない。しかし、オムニバス法及びその関連規則である政令 2021 年第 18 号（以下「本政令」という。）では、滞在許可を有する外国人は、使用权に基づくものに加えて、建設権に基づいて建設されたアパートメントのユニットについても区分所有権（ストラータ・タイトル）を保有することが認められるようになった。上記の枠組みとの整合性の問題を指摘する見解もあるものの、本政令によって、外国人が区分所有権（ストラータ・タイトル）を保有できるアパートメントの対象が拡大されたと言える。

ただし、インドネシアに滞在許可を有しない外国人はアパートメント・ユニットを購入することができず、また、滞在許可を有する者であっても、投資や転売、賃貸を目的とした不動産保有は認められず、これらの点に関しては従前の規制から変更はない。また、本政令は、ユニットの最低価格やアパートメントの総戸数等に関する制限が課せられる旨規定しているところ、ユニットの最低価格については従前から土地・空間計画大臣令があり、例えば、ジャカルタ特別州の場合は 30 億ルピア（約 2,358 万円）、バンテン州の場合は 20 億ルピア（約 1,572 万円）となっているが、その他の具体的な制限はまだ定められていないようである。

## 2. 土地登記制度の電子化

### (1) 土地登記制度

インドネシアでは、土地の登記は、国土庁（BPN）の管轄で、各地に設置されている土地局において行われる。土地登記令（政令 1997 年第 24 号）上、土地局から発行される権利証書は、測量簿及び土地登記簿の情報と一致する限りにおいて、これに記載されている物理的及び法的情報に関する「強い証拠」として定められている。ただし、実際には、権利証書の作成されていない土地があったり、権利者が保有する権利証書が最新の権利関係を反映していないケースも見受けられる。

また、土地登記は一般に公開されておらず、誰しも確認できる制度は設けられていない。土地の権利関係を確認しようとする場合は、実務上、土地の権利者が保有している権利証書の写しの開示を受けるとともに、権利者から委任状の交付を受け、土地証書作成官（PPAT）を選任し、PPAT を通じて管轄の土地局から、権利証書と土地登記簿の内容が一致していることの確認書（SKPT）を取得する必要がある。

この点、日本では、誰でも不動産の登記事項証明書を取得することが可能であり、不動産登記簿（登記記録）は基本的にコンピューター化（電子化）され、オンラインで不動産登記情報を取得できる。かかる日本の登記制度と比較しても分かるように、インドネシアの土地登記制度は信頼性が高いとは言えず、使い勝手が悪いと評価されてきたところである。

## (2) 土地登記の電子化の流れ

本政令においては、土地登記の整備及び運用は電子的に行われることが規定された。権利証書を含む土地登記に係る全てのデータ及び書面は、今後段階的に電子書面の形式でデータベースに保管され、提供されると定められている。これらのデータ、電子情報及びその印刷物は、裁判手続きにおいて有効な法的証拠になることも明示的に確認されている。

また、インドネシアにおける土地の権利の取引では、当事者間が諸条件を合意する売買契約（PPJB）のほかに、PPAT のもとで売買証書（AJB）の作成が必要であるが、AJB についても電子的に作成することが認められている。

近年、インドネシアの土地・空間計画省及び国土庁は、電子土地情報サービスに関する規則（規則 2020 年第 19 号）や、電子権利証書に関する規則（規則 2021 年第 1 号）を制定する等、土地登記制度の電子化の方針を打ち出してきたが、本政令はこうした電子化の流れを政令レベルで認めたものと言える。

このように、本政令は、土地登記情報の公開まで定めるものではないものの、行政のデジタル化の一環として、電子化によって土地登記制度のサービスが向上し信頼を高め、ひいてはインドネシアの不動産分野のビジネス環境が改善されることが期待されている。

## 3. 条件付き違憲判決

2021 年 11 月 25 日、インドネシアの憲法裁判所は、オムニバス法の制定過程における手続上の瑕疵を理由に、条件付き違憲判決を下した。法令の制定に関する法律（2011 年法第 12 号）の定める必要な手続が行われなかったことや、法案の国会可決後に実質的な修正が加えられていること等が指摘されているようであり、憲法裁判所は、立法者に対して、2 年以内に瑕疵を是正してオムニバス法を改正することを命じている。

この判決後も少なくとも 2 年間は引き続きオムニバス法は有効であるが、仮に 2 年以内に改正がなされなかった場合にはオムニバス法は恒久的に無効となる。当該判決を受けて、インドネシア政府は判決内容を受け入れて是正する旨発表しており、今後オムニバス法の改正に向けた動きやその実務上の影響について注視していく必要がある。

### [執筆者]



**中村 洸介** (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士)

kosuke\_nakamura@noandt.com

2012 年に長島・大野・常松法律事務所に入所し、M&A 案件を中心に国内外の企業法務全般に従事。ジャカルタ・デスク勤務（2019 年 10 月～2020 年）を経て、現在はシンガポール・オフィスにて、日本企業によるインドネシアへの事業進出や資本投資、その他現地での企業活動全般についてアドバイスを行っている。早稲田大学大学院法務研究科及び Columbia Law School (LL.M.) 卒業。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。



## 長島・大野・常松 法律事務所

[www.noandt.com](http://www.noandt.com)

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: [info@noandt.com](mailto:info@noandt.com)



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

[当事務所の海外業務に関する詳細はこちら](#)

NO&T Asia Legal Update ~アジア最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、[<https://www.noandt.com/newsletters/nl\\_asia\\_legal\\_update/>](https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/)よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、[<newsletter-asia@noandt.com>](mailto:newsletter-asia@noandt.com)までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。